2016.5.13 文教委員会　議事録

陳受28第11号　別居・離婚後の親子の断絶を防止する公的支援を求めることに関する陳情、日程第５、陳受28第12号　別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備を求める意見書の提出に関する陳情

（略）

【笹岡委員】　　何点か確認させていただきたいと思います。まず11号の陳情に関して、題名が、別居・離婚後の親子の断絶を防止する公的支援を求めているので、断絶を防止、断絶をしたほうがいい場合もある、ケース・バイ・ケースなので、なかなかこれは厳しいなと思って読みました。  
　現状をお伺いしたいのですけれども、この陳情を読みますと、一番最後の３文、下から３番目を読みますと、武蔵野市において、明石市を参考とした別居・離婚後の面会交流を求めていることと、公的支援体制と相談体制の実施、充実を求めているということで、相談体制は現行であるということですが、離婚後の面会交流を武蔵野市において求められることに対して、少し厳しいというような見解で合っているのかどうかということと、11号の真ん中のところです。

社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」において、明石市こども養育支援ネットワークを見習う点が多いという意見が述べられていますという文章があります。ここでどんなふうに述べられているのかなと思って調べましたところ、ひとり親の経済的支援に関するものというところで、この明石市のネットワークの例が出ていました。なので、面会交流というところは、まだ触れられていなかったのです。そこでほかにその説明があったのは、経済的支援に関するものということで明石のこども養育支援ネットワークを見習う点も多いし、安心して面会交流ができるように、裁判所、厚労省、法務省が連携した仕組みづくりをするべきというふうな文言もありました。

　陳情ではここに行政が入ってくるべきだというようなものだと思うのですけれども、それに関して本当に可能なのかどうか、見解を伺いたいと思います。まずそれをお願いいたします。

【大杉子ども家庭部長】　　明石市については、おっしゃったように経済的支援という面では、養育費の確保についても同じくフォーマットをつくったりですとか相談に応じているというところでは、そういう経済的な支援についてつながるのかなというふうな印象は持ってございます。それと同時に、面会交流については、明石市さんにうちのほうでも担当がいろいろ取材をしましたけれども、双方の合意ができた案件について面会交流の支援をするという大前提がございます。それなので、具体的には、双方で子どもを会わせることに合意ができているけれども、やはり大人同士は顔を合わせたくないので、子どもだけ連れていって交流するときの手助けですとか、その場所を提供するということの支援を明石市さんはやっているということでございます。それと同時にいろいろな情報提供ですとか、そこら辺が特化して充実されている特徴があるのかなという気はいたしますので、情報提供ですとか、そういった点におきましては、うちのほうも何か参考にすべき点というのが幾つかあるのかなというふうには考えてございます。１つには、うちのほうでも、今申しましたひとり親のサービスのしおりも新たにつくりましたので、そういったものを丁寧に御紹介していくというようなことが、うちの立場としてはできることなのかなというふうな印象でございます。  
　以上です。

【笹岡委員】　　相談体制といっても、しかるべき機関につなげるということぐらいが可能なのではないかなというような、今印象を受けました。もう一つ陳情があって、12号も11号もあるのですけれども、11号のほう、相談体制。その冊子とかもやっていくということですけれども、もしこの陳情のようなことを進めていくとしたら、とても懸念があると思うのは、今、家庭裁判所で面会交流権を認められる、求めることができますし、定められた面会交流が実現しない場合に、監護親に金銭の支払いを命じたり、心理的な強制に加えて、権利の実現を図る間接強制の申し立てもできる。そのほか、子の引き渡し審判の仮処分の申し立てもできる、そういったことが認められなかった方が、武蔵野市のこの相談体制とかがもしあったとして、押し寄せてくる可能性があると考えられるかどうかということを伺いたいと思います。

12号の陳情に関しては、子どもの連れ去り禁止や面会交流の拡充、フレンドリーペアレントルールの導入などがありますけれども、こちらの日弁連の両性の平等に関する委員会「子の安心・安全から面会交流を考える－ＤＶ・虐待を中心に－」というところも読みますと、やはり、この子どもを連れ去っているというような主張を、ＰＡＳ論というのですけれども、そういったものも現在は、アメリカやオーストラリアとかでも、ドイツにおいても、正当性と信頼性の観点から証拠能力が否定されて、この理論を司法判断に組み込むことについておおよそ否定的な立場がとられているということですので、とても、**[子どもの権利](http://asp.db-search.com/musashino-c/dsweb.cgi/document!1!guest02!!6071!1!1!1,-1,1!4799!238872!1,-1,1!4799!238872!7,6,5!3!7!221374!87!3?Template=DocPage" \l "hit1)といったことを考えると、慎重に考えていっていただきたい**なと思います。今回の紙を渡すとか新しくつくったということに関しても、**面会交流ありきではなく、本当に子どもの最善の利益というのは何かということで、安易に面会交流を進めたりとかするのではないような慎重な姿勢をとっていただきたいと要望いたします。**　もし、武蔵野市において陳情のようなネットワーク体制とか面会交流を図るような体制をつくった場合に、家裁や東京都の相談窓口、またＮＰＯとかのほかの相談窓口、そこでもうまくいかなかった方々が武蔵野市に来て、押し寄せる可能性はあるのかどうかということを伺いました。見解があれば伺いたいと思います。私はここをとても懸念しているので、伺いたいと思います。

【大杉子ども家庭部長】　　ちょっとその想定でどうなるかということは今お答えしかねるのですけれども、やはり第一義的に、親同士がきちんと納得する場というのが保証されるべきなので、うちとしましては、なるべく調停なりできちんと今後について取り決めをしていくという方向性を支援していきたいと思います。おっしゃるとおりに親子関係、夫婦関係というのは一律ではございませんので、うちのほうの相談体制では、一律な、同様な御相談の答えというのをお示しするわけにはいかないかと思いますけれども、基本的には親同士が子どものためを思って、何が一番最善なのかということは、きちんとした機関において決めておくことがまず第一義的に必要なのかなと思います。  
　その後に、破綻したものについてうちに御相談に来られても、なかなかうちは、調停機関でもございませんし、その履行を保証する機関でもありませんので、ちょっとそこについては一自治体ではできかねることでございます。もしそういった方がいらっしゃった場合は、やはり再度調停なり裁判なりできちんとお決めになることを推奨するというか、お答えするしかないのかなというふうに思います。

------------その後、陳情取り下げとなりました---------